

職員ポータルに掲載する広告を募集します

1 募集内容

掲載媒体	職員ポータルログイン画面 ※職員ポータルは市職員が内部事務を行う際に、必ず利用するシステムです。 ※広告の対象は宇都宮市職員約3,000人です。 ※アクセス件数は、約25万件/月です。(2.7回/日・人)
掲載期間	・最長 3か月 ただし、広告掲載の単位は1か月とする。 ※決定日の翌月1日から掲載 空き状況については、情報政策課へお問い合わせください。 ※情報政策課：電話（632）2870
掲載位置	職員ポータルログイン画面下部（別紙参照）
規格	画像サイズ 縦100ピクセル×横350ピクセル 画像形式 J P E G ※リンク・QRコード不可
掲載枠数	3枠（原則1者あたり1枠まで）
掲載料(定額)	10,470円（税込） ※ 税額については、令和2年7月1日時点のものです。

2 募集手続

(1) 募集期間

随時、受け付けます（先着順）

(2) 提出物

ア 申込書 宇都宮市職員ポータル広告掲載申込書（様式第1号）

イ 広告主の会社（組織）概要

(3) 提出場所

ア 持参の場合

〔提出先〕 宇都宮市役所 情報政策課（本庁舎6階）

イ 郵送の場合

〔提出先〕 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 情報政策課 宛

※注 郵送の場合は、簡易書留で「広告事業申込書在中」と明記して送付してください。

（簡易書留以外は、受付できません。無効になります。）

3 広告主の決定方法

(1) 決定方法

広告内容について、「宇都宮市広告事業実施要綱」及び「宇都宮市広告事業掲載基準」に基づいて審査します。また、必要に応じて「宇都宮市広告選定委員会」に諮ります。

(2) 結果の通知

応募者に対し文書で通知します。

4 広告の掲載基準

詳細については、「宇都宮市広告事業実施要綱」、「宇都宮市広告事業掲載基準」及び「宇都宮市職員ポータル広告表現ガイドライン」をご覧ください。

5 その他

- ・ 応募者は、募集要項、宇都宮市広告事業実施要綱、宇都宮市広告事業掲載基準、宇都宮市職員ポータル広告掲載取扱要領、宇都宮市職員ポータル広告表現ガイドライン等を熟読のうえ応募してください。
- ・ デザイン等の作成については、広告主が負担するものとします。
- ・ 応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ・ 宇都宮市ホームページから、申込書などの下記の書類のダウンロードができます。
申込書、宇都宮市広告事業実施要綱、宇都宮市広告事業掲載基準、
宇都宮市職員ポータル広告掲載取扱要領、宇都宮市職員ポータル広告表現ガイドライン

○ 問合せ先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市総合政策部情報政策課

電話:028-632-2870 F A X:028-632-5426

e-mail: u2025@city.utsunomiya.tochigi.jp